

## 第4. 3章

### 電子署名法に基づく承認機関の公示

デジタル署名法および署名省令による署名についての98年2月9日付公示(98年2月14日付連邦官報No.31)

連邦電気通信・郵便規制庁(RegTP)は1997年7月22日付の署名法についての法律(デジタル署名法—SigG;連邦法官報I p.1872)に基づく所轄官庁として、デジタル署名法および1997年10月22日付の署名法についての省令(署名省令—SigV;連邦法官報I p.2498)の実施のため以下を公示する:

1. SigG§14、4項による技術コンポーネント確認のための、承認された機関のSigV§17、4項による公示

1.1 以下の機関を承認する:

連邦情報技術安全局	Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik
私書箱 20 03 63	Postfach 20 03 63
53133 ボン	53133 Bonn

1.2 以下の諸機関を仮承認する

1.2.1 デービス・システムハウス・インフォ メーションセキュリティサービス有限会社 —証明書発行機関— ラービン通り 8 番地 53111 ボン	debis Systemhaus Infomation Security Services GmbH - Zertifizierungsstelle - Rabinstr. 8 53111 Bonn
1.2.2 技術監視協会(TÜV)情報技術有限会社 情報技術(IT)安全検査機関 イム・テールブルーフ 122 45129 エッセン	TÜV Informationstechnik GmbH Prüfstelle für IT-Sicherheit Im Teelbruch 122 45129 Essen
1.2.3 技術監視協会(TÜV)製品サービス有限会社 IQSE 情報技術 (IT)安全検査機関 リードラー通り 31 番地 80339 ミュンヘン	TÜV PRODUCT SERVICE GmbH IQSE-Prüfstelle für IT-Sicherheit Ridlerstraße 31 80339 München

1.2 に挙げた諸機関の仮承認は、これらの機関によって発行された、連邦情報技術安全局(BSI)設置法§4、4項による安全証明書が、BSIの安全証明書と同等の安全性を証明するとのBSIの

確認書が連邦電気通信・郵便規制庁に提出されれば、正式承認に切り替える。

## 2. SigG§4、3項3段による安全計画検査・確認のための承認された機関の公示

### 2.1 以下の機関を承認する：

連邦情報技術安全局	Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik
私書箱 20 03 63	Postfach 20 03 63
53133 ボン	53133 Bonn

### 2.2 以下の諸機関を仮承認する

- |       |   |   |
|-------|---|---|
| 2.2.1 | デービス・システムハウス・インフォ<br>メーションセキュリティサービス有限会社<br>—証明書発行機関—<br>ラービン通り 8番地<br>53111 ボン | debis Systemhaus Infomation<br>Security Services GmbH<br>- Zertifizierungsstelle -<br>Rabinstr. 8<br>53111 Bonn |
| 2.2.2 | 技術監視協会(TÜV)情報技術有限会社<br>情報技術(IT)安全検査機関<br>イム・テールブルーフ 122<br>45129 エッセン           | TÜV Informationstechnik GmbH<br>Prüfstelle für IT-Sicherheit<br>Im Teelbruch 122<br>45129 Essen                 |
| 2.2.3 | 技術監視協会(TÜV)製品サービス有限会社<br>IQSE 情報技術 (IT)安全検査機関<br>リードラー通り 31番地<br>80339 ミュンヘン    | TÜV PRODUCT SERVICE GmbH<br>IQSE-Prüfstelle für IT-Sicherheit<br>Ridlerstraße 31<br>80339 München               |

2.2 に挙げた諸機関の仮承認は、業務・技術上の安全計画の領域での実際経験(信用照会先の提出)によって一般的な専門知識が証明され、(BSI を伴っての)連邦電気通信・郵便規制庁の監督のもとでの SigG§4、3項3段による安全計画の検査によって、デジタル署名法および署名省令による署名法に関する特殊な専門知識が証明されれば、正式承認に切り替える。

3. No.1 と No.2 の意味でのこのほかの機関の連邦電気通信・郵便規制庁による承認は、そのための前提が満たされれば可能である。

4. 連邦電気通信・郵便規制庁の知るところでは、現在以下の諸機関が SigG§14、4項および SigV§17、1項による技術コンポーネントの安全性検査を実施できる状況にある：

IABG ITE(情報技術開発)部門  
アインシュタイン通り 20 番地  
85521 オットーブルン

IABG ITE-Abteilung  
Einsteinstraße 20  
85521 Ottobrunn

テレ・コンサルティング有限会社  
情報技術(IT)安全検査ラボ  
ジードラー通り 22-24 番地  
71126 ゴイフェルデン

Tele-Consulting GmbH  
Prüflabor für IT-Sicherheit  
Siedlerstraße 22-24  
71126 Gäufelden

デービス・システムハウス・インフォ  
メーションセキュリティサービス有限会社  
— 証明書発行機関 —  
ラービン通り 8 番地  
53111 ボン

debis Systemhaus Information  
Security Services GmbH  
- Zertifizierungsstelle -  
Rabinstr. 8  
53111 Bonn

技術監視協会(TÜV)製品サービス有限会社  
IQSE 情報技術 (IT)安全検査機関  
リードラー通り 31 番地  
80339 ミュンヘン

TÜV PRODUCT SERVICE GmbH  
IQSE-Prüfstelle für IT-Sicherheit  
Ridlerstraße 31  
80339 München

技術監視協会(TÜV)情報技術有限会社  
情報技術(IT)安全検査機関  
イム・テールブルーフ 122  
45129 エッセン

TÜV Informationstechnik GmbH  
Prüfstelle für IT-Sicherheit  
Im Teelbruch 122  
45129 Essen

コンピテンス・センター情報科学有限会社  
情報技術(IT)安全検査機関  
ローベルク 10 番地  
49716 メッペン

Competence Center Infomatik GmbH  
Prüfstelle für IT-Sicherheit  
Lohberg 10  
49716 Meppen

VST フォスロー・システム技術有限会社  
情報技術(IT)安全検査機関

VST Vossloh System-Technik GmbH  
Prüfstelle für IT-Sicherheit

エジソン通り 3 番地  
24145 キール

Edisonstraße 3  
24145 Kiel

技術監視協会 (TÜV) 北ドイツ社団法人  
ソフトウェア・エレクトロニクラボ  
グローセ・バーン通り 31 番地  
22525 ハンブルク

TÜV Nord e.V.  
Software & Elektronik Labor  
Große Bahnstraße 31  
22525 Hamburg

連邦情報技術安全局  
私書箱 20 03 63  
53133 ボン

Bundesamt für Sicherheit  
in der Informationstechnik  
Postfach 20 03 63  
53133 Bonn

5. SigV§17、2 項 1 項に基づき、連邦電気通信・郵便規制庁は付表としてサインコードの作成、サインされるべきデータのハッシュ、署名法の検査に適切と見られるアルゴリズムの一覧とその適性が切れる時点を公示する。

6. 統一的な検査・確認実施の確保、情報交換のため、また場合によっては問題をクリアするため作業グループを作ること。

メンバーとしては No. 1 と No. 2 の意味での承認された確認機関を予定し、連邦電気通信・郵便規制庁がグループの長となる。

作業グループは年に 2 回決まった期日に会合を開くが、必要に応じて随時開く。

7. SigV§12、2 項および§16、6 項の措置施行令の作成がまだ終わっていないことは、上記の諸機関にとって営業開始を妨げる理由とはならない。